

栃木県小水力利用推進協議会 平成28年度事業計画及び予算

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1. 基本方針

栃木県小水力利用推進協議会が設立から数えて2年目となる平成28年度を迎え、規約第2条に定める協議会の目的を実現するため、小水力の普及・拡大や産業化に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、本県内において昨年度に顕在化した、系統連系費用負担の入札制度（電源接続案件募集プロセス）をめぐる制度上の問題をはじめとする、小水力発電の普及を妨げる課題の解決に全力を挙げて取り組みます。また、協議会の運営基盤をより強固なものにしていくため、会員数の拡大に向けた努力を重ねるとともに、行政機関や教育・研究機関、他の再生エネルギー関連組織との連携も強化してまいります。

活動を機動的に行うため「産業化」と「普及」の2部会を設け、実務に当たることと致します。

2. 小水力の普及・拡大に向けた取り組み

県内において、地域が主体となった小水力等利用事業の普及・拡大を加速するため、普及部会が中心となり以下の取り組みを行ってまいります。

(1) 業界の課題解決に向けた取り組み

昨年秋に県内でも表面化した、当時の東京電力（現・東京電力パワーグリッド）による系統連系費用負担の入札（電源接続案件募集プロセス）をめぐることは、設備利用率やバンク逆潮流の有無にかかわらず高圧連系以上の案件が一律に扱われているのが現状です。接続事前検討で「バンク逆潮流なし」とされた小水力発電案件でも、特別高圧連系となる出力2kW以上の大規模太陽光発電（メガソーラー）などと同様、落札者が決定した後も3年間程度にわたって系統連系が行えず、事業が“塩漬け”状態になることが明らかになっています。また、来年4月からのFIT制度改革では、設備認定手続きは事前に電力会社との連系契約締結が必須となっており、この点でも現状の入札制度は問題があります。

県内では宇都宮、鹿沼の両市から北が入札対象エリアとなっており、複数の県水力協会員が入札の影響を受けています。その中には、来年4月に施行が予定されているFIT制度の改変によって設備認定の取り消しが懸念される事案も含まれており、不退転の決意で対応に臨む必要があります。一方で、全国小水力利用推進協議会などの全国的組織では、「連系入札問題は、栃木や群馬など、北関東に限定された局地的な事象である」との立場を崩しておらず、全国的な取り組みが鈍いのも現実です。

このような状況の下、県水力協としては経産省、県、電力広域的運営推進機関（広域機関）、東京電力パワーグリッドなど関係機関への働きかけを昨年度以上に強化して行うとともに、全国小水力利用推進協議会等の全国的な業界団体に対し、「連系入札は、国や広域機関の施策に伴う全国的な傾向」として対処するよう求めていきます。

なお、特に全国小水力利用推進協議会に対しては、「連系入札は局地的な事象」という認識を改めていただくことが絶対的に必要であり、県水力協として全国水力協に団体会員として入会した上で、全国水力協の会議等で連系入札問題では全国レベルでの対応が欠かせないことを訴え続けていく所

存ですので、正会員の皆様の御理解をお願い致したく存じます。

規制緩和関連では、一連の改革を経てもダム水路主任技術者の人材難が続いていることや、本年4月からダム水路主任技術者業務について保安法人等への外部委託や統括管理者制度が認められるようになったことに対応し、県水力協として保安法人の設立を積極的に支援し、会員事業者が早期にサービスを利用できるよう取り組んでまいります。

(2) 相談・事業化支援業務

今年度も引き続き、個別地点の適性や事業性判断をはじめ、各種許認可に関連する行政折衝、電力会社との系統連系手続きなど、小水力活用に関する「ワンストップ相談窓口」として協議会が機能することを目指していきます。

相談のきっかけとなることが多い個別地点の適性診断については、来所による相談や図上判断、協議会スタッフによる簡易診断を行い、適性や事業性に欠けると思われる案件はこの段階でふるいに掛けて関係者によく説明し、後々に問題を残さないように努めていきます。

一方、事業化が見込める案件については簡易診断後も積極的にサポートを進め、合意形成や資金調達、事業主体の枠組みといった事業者が直面する諸課題の解決に向けて、助言や交渉への同席などを行うとともに、必要に応じて専門家や専門企業・機関を紹介し、会員が取り組む小水力事業をサポートしてまいります。

なお、本業務については、第1段階の簡易診断以外は原則として、県水力協の正会員を対象に行うことといたします。

(3) 電気の有利販売に向けた取り組み

会員の経営基盤の安定を図りつつ、売電収益を原資とする地域貢献をより進めていくためには、小水力によって得られた電気の有利販売が欠かせません。協議会では、電気の有利販売に向け、以下の取り組みを進めていきます。

① P P S 等へのビジネスマッチング

特定規模電気事業者（P P S）や大口需要家など、小水力によって生み出された電気の価値を認め有利な価格で引き取る意思のある事業者と、会員である発電事業者とのビジネスマッチングを積極的に行うとともに、交渉チャンネルの拡大に努めてまいります。一方、小水力によって生み出された電気の販路拡大についても、取り組みを積極的に進めていきます。

② 地域 P P S の育成

経済産業省が新エネルギー小委員会等で打ち出した、再生可能エネルギー電気の長距離送電をできる限り減らし、地産地消により電気を消費させるという方針に対応するとともに、売電によって得られる財貨の地域内循環を拡大する観点から、小水力によって生み出された電気を地域で積極的に利用する「地域 P P S」の積極的な育成を引き続き進めてまいります。

また、地域 P P S の育成において重要な課題となる専門知識を備えた人材の育成や電力供給のオペレーションについては、適切な専門機関との連携を図りながら事業者をサポートしてまいります。

③ 再生可能エネルギー電気原産地証明制度の導入

小水力をはじめとする再生可能エネルギー電気の有利販売や販路拡大には、電気の原産地や発電方法の公的な証明が必要との観点から、発電事業者や需要家を対象とした「再生可能エネルギー電気原産地証明制度」の導入を、県に強く働き掛けることとします。

なお、原産地証明を売買の対象とした場合には再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の利用ができなくなる点や、制度を大がかりにした場合は行政コストが増大する点を踏まえ、原産地証明には「グリーン電力証書」のような金銭的な価値を与えないこととするほか、卸電力取引所等で売買される電気は証明の対象外とすることで原産地証明の有価証券化を防ぎ、あくまでも「行政による再生可能エネルギー電気の原産地証明」に的を絞ったスキームといたします。

（４）小水力とちぎモデルの実現

地域が主体となった小水力発電によって得られた売電収益の一部を地域の山林や河川の保全・整備費用に充当するほか、小水力発電所の建設と林野整備の積極的な連携による森林環境の保全を行うことを通じて、地域に対してより高いレベルの収益還元を行う事業モデル（小水力とちぎモデル）の実現を目指します。小水力とちぎモデルの実現に向けては、国、県、市町村などに対して必要な施策の導入を求めています。

3. 小水力の産業化に向けた取り組み

県内において、水車や発電機をはじめとする小水力関連産業の振興を図るため、産業化部会が中心となり以下の取り組みを行っていきます。

（１）実用的かつ低コストの機器開発

わが国における小水力関連機器の開発において、独創性や話題性などを重視するあまり実用性に乏しい機器の開発が相次いだ結果、低圧連系や自家消費を目的としたマイクロ水力市場で国産機への信頼低下を招いている現状に鑑み、発電効率や保守性、低コストなどを追求した機器の開発を目指します。

（２）機器開発に向けた産学官民連携の推進

小水力発電機器は多くの部品で構成されているほか、設計や製造には多方面にわたる独自のノウハウと経験が必要となり、研究・開発等には相応の投資も不可欠です。さらに、実証の場となる水路の確保も求められることから、中小企業1社だけでの開発は極めて難しいと言わざるを得ません。協議会を、開発企業や発電事業者である会員と教育・研究機関、行政、金融機関を有機的に連携させるための受け皿として機能させることで、県内における小水力発電機器の産業化を加速させることを目指します。

一方、機器の開発に不可欠な大規模な試験設備については、政府をはじめとする産学官民の関係機関の協力を得て、足利工業大学に誘致する動きが出ています。協議会ではこの動きが実を結ぶよう、さまざまな機会を捉えて積極的に支援してまいります。

4. 行政や教育・研究機関との連携強化

小水力発電の普及・拡大には行政はもちろん、地域の教育機関や研究機関との連携も不可欠であるとの観点から、以下の事項に取り組みます。

（１）行政イベント等への積極協力

小水力発電に対する一般の認識を高め、関心を持ってもらうことを目的に、行政など公的機関が行う再生可能エネルギー関連のイベントには出来る限り参加するなど、協力を進めていきます。環境省が取り組む「森里川海プロジェクト」については、今年2月末時点で県内唯一の賛同団体とな

っている責務を自覚し、積極的に関与します。

また、地域で開催されるセミナーや研究会などへの講師派遣、県内学校に対する「出前授業」などにも取り組み、県内で生活する幅広い世代に小水力発電を理解してもらうように努めてまいります。

(2) ダム水路主任技術者育成に向けた取り組み

小水力発電普及の大きな障害となっていたダム水路主任技術者の人材難解消を目指して許可選任の要件が拡大・明確化されたことを受け、足利工業大学での養成講座開講に向け、関連団体と連携しながら取り組みます。また、一定の条件を満たした高等専門学校や工業高校、農業高校の卒業生にもダム水路主任技術者許可選任の道が開かれたにもかかわらず、教育現場での認識が高まっていない現実に鑑み、高校農場協会など関係団体と連携を進めながら、学校関係者に対して引き続きダム水路主任技術者新制度をPRしていきます。

(3) 公的制度資金の拡充

小水力発電の普及に際しては、合意形成や人材確保のほか、多額の初期投資をどのように調達するかが課題です。現状では民間融資に頼ることが多い半面、金融機関に水力発電事業に関するノウハウが蓄積されていないこともあり、融資の審査に手間取る例が目立ちます。その一方で、信託制度や一括リースなど、全国レベルでは新たな取り組みが起これつつあるのも事実です。資金調達の課題を解消するためには、資金の出し手である金融機関に「安心感」を与えることが不可欠で、その手段として県による債務保証制度や一括リース、資本金劣後債などといった新たな制度資金の創設を働きかけていくとともに、最新の資金調達動向について、会員への情報発信に努めます。

(4) 小規模発電設備の自主保安ルール策定

先の経済産業省令等の改正に伴い、農業用水路などに設置される出力20kW未満の水力発電設備については一般電気工作物として扱われることとなり、定期点検などの負担が大きく軽減されるとともに、工事計画の届け出等も不要となりました。しかし、保守負担が軽減されたことで安易な設置・運用を招き、水車や発電機が故障しても修理されることなく放置され、新たな「川・農業用水の粗大ごみ」となることへの懸念が一部の関係者から引き続き出されています。

協議会としては、こうした問題の発生を防止する観点から、規制緩和対象の発電設備について定期点検の実施や保守体制の明確化、発電所を廃止する際の設備撤去義務などを盛り込んだ「自主保安ルール」を策定するよう、県に働きかけを行ってまいります。

(5) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会設置の推進

地域における農林水産業と調和した形で、合意形成を進めながら再生可能エネルギーを導入することを目指した、「農山漁村再生可能エネルギー法」の施行から間もなく3年を迎えますが、県内においてはこの法律を積極的に活用しようという動きは進んでいません。

しかし、「地域における合意形成が不可欠」という小水力の特性を考えると、この法律のスキームは合意形成の推進に役立つほか、法的手続きのワンストップ化が図られることや小水力では耕作放棄地に該当しない場合でも第1種農地の転用を可能としていることなど、小水力の普及にとってメリットが大きいのも事実です。相談業務などを通じて農山漁村再生可能エネルギー法の活用が適切と判断される案件については、市町村などに同法に基づく協議会の設置や基本計画の策定などを働き掛けてまいります。

(6) 「再エネ電気の出産地証明制度」創設に向けた取り組み（再掲）

5. 会員間の情報共有に向けた取り組み

会員相互の情報共有を図り、事業遂行上に必要な情報を正確・敏速に提供するため、次の取り組みを行います。

(1) WEBサイトの充実

会員間の情報共有や一般向けなどの情報発信を行うため、昨年11月に開設した県水力協のWEBサイトについて、情報内容（コンテンツ）の充実に努めるとともに、正確かつ敏速な情報発信を進めます。今年度は会員限定コンテンツの発信を試行し、会員の皆様にそのメリットを感じていただけるよう努めます。

(2) ニュースメールの発行

中央省庁や県の政策動向、補助金・制度資金情報、全国各地の先進事例などについて、今年度も電子メールを利用して会員に配信します。その発行についても、できるだけ早い段階で定期的な配信に移行するものとします。

(3) セミナー等の実施

各省庁の再生可能エネルギー政策をはじめ、電気の小売り自由化・発送電分離に伴う政策・制度の変更、業界の動向など一般のメディアで取り上げられることがほとんどないため、小水力関係者にとって重要なテーマを取り上げ、セミナー等を開催します。

その内容については、6月15日に開催した電気の地産地消に関するセミナーのほか、年度内に小水力発電を初めて学ぶ人を対象とした講座を開く計画です。また、実務者向けのセミナーとして、関係事業者殿のご協力を得て、発電所建設現場の見学会等を実施していきます。一方、昨年から大雪や地震を原因とする水力発電設備の損傷により、尊い人命が失われる事態が相次いでいることに対応したシンポジウムの開催について、他の関係団体と連携しながら取り組みます。

セミナー受講に際しては、協議会の会員とその従業員は資料代負担程度の実費で参加できるようにする一方、会員外については原価を意識した受講料設定として会員に有利な仕組みとするほか、入会へのインセンティブとしても活用します。

6. 会員数の拡大に向けた取り組み

会員数の拡大は、県内における協議会の存在感を増すことにつながるほか、現状は脆弱と言わざるを得ない協議会の財政基盤の安定化にも貢献できることから、積極的に取り組んでいく必要があります。今年度は、会員数の拡大を図るため、引き続き次のような取り組みを進めてまいります。

(1) 協議会の存在や活動を積極アピール

日常の活動において、可能なものについては積極的にメディアへの露出を心掛けて取材対応を丁寧に行うなど情報発信に努め、協議会の名称と活動を県内に行き渡らせることを目指します。

(2) WEBサイトの充実（再掲）

(3) 行政イベント等への積極協力（再掲）

(4) セミナー等の実施（再掲）

7. 他の再生可能エネルギー関連組織との連携

小水力の普及に向けては、協議会がその役割を十二分に発揮することはもちろん、県内外の情報や知見を集めて協議会の活動に反映させることが重要です。協議会では全国小水力利用推進協議会や各地の小水力団体との連携を深めていくほか、県内外の再生可能エネルギー関連組織との情報交換や交流を行って自らの活動のレベル向上に努め、小水力の普及と産業化に役立ててまいります。

8. 平成28年度予算案について

以上の事業計画を踏まえ、次頁の通り平成28年度の予算案を策定致しました。事業費が大きく増加しておりますのは、今年度事業計画の「2. 小水力の普及・拡大に向けた取り組み」において、系統連系入札の問題解消に向けて全国レベルでの発言力を高めていくことや、入札問題に対する誤った認識を改めることが不可欠であり、そのために全国小水力利用推進協議会へ県水力協として団体入会するための費用6万円を計上したことによります。

その他の項目については、平成27年度決算の実態を踏まえ増額した費目もございしますが、事務局が中心となり支出の見直しを不断に行うことで、正会員の皆様に対するサービスの水準を高めながら経費を節減し、健全財政の維持と財務体質の強化に努めてまいります。皆様の御理解とご支援を賜りたく、ここにお願い申し上げます次第です。

栃木県小水力利用推進協議会 平成28年度予算

(平成28年4月1日～29年3月31日)

収入の部

科目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	差引増減額 (B)-(A)	備考
会費収入	<u>130,000</u>	<u>150,000</u>	<u>20,000</u>	
個人正会員	10,000	10,000	0	@5,000×2名
法人正会員	100,000	120,000	20,000	@10,000×12社
自治体正会員	20,000	20,000	0	@10,000×2自治体
寄付金	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>0</u>	
活動収入	<u>80,000</u>	<u>80,000</u>	<u>0</u>	セミナー受講料等
雑収入	<u>10,000</u>	<u>5,000</u>	<u>-5,000</u>	
収入の部合計	230,000	245,000	15,000	

支出の部

科目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	差引増減額 (B)-(A)	備考
事業費	90,000	<u>160,000</u>	<u>70,000</u>	
事業推進費	5,000	10,000	5,000	現地踏査などの費用
調査・政策活動費	5,000	70,000	65,000	政策提言等の交通費、資料印刷費、全国水力協入会金(1万円)と年会費(5万円)含む
セミナー費	80,000	80,000	0	各種セミナー開催費
管理費	68,000	<u>75,000</u>	<u>7,000</u>	
会議費	<u>23,000</u>	<u>20,000</u>	<u>-3,000</u>	
総会費	15,000	15,000	0	会場借料及び資料印刷費等
理事会費	8,000	5,000	-3,000	
事務局費	<u>45,000</u>	<u>55,000</u>	<u>10,000</u>	
消耗品費	10,000	15,000	5,000	文房具類など
通信費	25,000	25,000	0	電話・FAX基本料(各々050)と切手代
WEBサイト管理費	10,000	15,000	5,000	ドメインとレンタルサーバー代
予備費	<u>72,000</u>	<u>10,000</u>	<u>-62,000</u>	
支出の部合計	230,000	245,000	15,000	

前期繰越金	104,265			
--------------	----------------	--	--	--